

令和8年度
御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ
作成業務に係る制限付き一般競争入札仕様書

令和8年9月
御坊市

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、御坊市（以下、「発注者」という。）が実施する「御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ作成業務に係る制限付き一般競争入札」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

第2条（目的）

本業務は、和歌山県より新たに公表された中小規模河川の洪水浸水想定区域等（浸水区域、浸水深（想定最大規模））に基づき、令和元～2年度に作成した「御坊市洪水・土砂災害ハザードマップ」をもとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を加えて刷新するものである。また、災害対策情報を分かりやすく提供し、市民の自助・共助意識の向上と円滑な避難行動につなげるとともに、緊急時の携帯及および平常時における家庭内での話し合いにも活用しやすいよう、サイズやデザインに配慮し、実効性に優れたハザードマップを作成することを目的とする。

第3条（対象河川）

本業務の対象河川は、以下のとおりとする。

対象河川：楠井川水系／楠井川

上野川水系／上野川、法師谷川

野島川水系／野島川

壁川水系／壁川

王子川水系／王子川、明神川

日高川水系／西川、下川、斉川、千津川、財部川、富安川、東谷川、堂閉川、北吉田川、東裏川、森後川、熊野川、土生川

第4条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。なお、計画、手引き等の基準類については、原則として業務実施時点における最新版に準拠するものとする。

- （1）災害対策基本法
- （2）水防法
- （3）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- （4）御坊市個人情報保護法施行条例
- （5）水害ハザードマップ作成の手引き
- （6）避難情報に関するガイドライン
- （7）避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- （8）和歌山県地域防災計画
- （9）和歌山県水防計画
- （10）御坊市地域防災計画
- （11）御坊市財務規則
- （12）その他関連法令並びに通達

第5条（疑義）

仕様書に定めのない事項、または業務の遂行に関して疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

第6条（提出書類）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 管理技術者通知書（経歴書、資格証の写し添付）
- (4) 照査技術者通知書（経歴書、資格証の写し添付）
- (5) 業務工程表
- (6) その他発注者が必要と認める書類

第7条（受注者、技術者の要件）

受注者は、管理技術者及び照査技術者を定め、氏名、雇用証明（3 か月以上の直接的かつ経常的な雇用関係）、経歴書及び資格証明書を書面でもって提出しなければならない。なお、管理技術者と照査技術者は、これを兼ねることはできない。

管理技術者及び照査技術者は、本業務に精通し、過去5年以内で本件類似のハザードマップ作成（更新を含む）の実務実績を2件以上有する者、または、以下の要件のうちいずれかを満たした者を配置しなければならない。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士で、建設部門で選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「都市及び地方計画」とする者
- (2) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するRCCMの資格を有する者で、専門技術部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」とする者

第8条（情報保護対策）

受注者は、本業務で取り扱う個人情報及び貸与資料等を厳重に管理し、漏洩等を防止するため、必要な情報セキュリティ管理体制を整備しなければならない。

第9条（貸与資料）

本業務の実施にあたり、発注者が貸与する資料等について、受注者は必ず借用書を提出するものとする。受注者は、貸与資料の重要性を認識し、汚損、破損、滅失及び盗難等の事故がないよう、適切に取り扱わなければならない。

また、作業期間中であっても発注者から要請があった場合および業務完了後は、速やかに返却するものとする。

第 10 条（プロジェクト管理）

受注者は、業務を的確に遂行するため、適切なプロジェクト管理を行うものとする。

また、発注者との意思疎通を密にし、業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、成果品の品質に影響すると思われる場合や工程及び進捗に変更が生じられると思われる場合は、速やかに発注者に報告し、協議を行わなければならない。

第 11 条（関係機関等との協議）

受注者は、本業務を進める上で生じた関係機関等との協議については、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。また、発注者が住民説明会等を行う際は、必要に応じて資料の作成や説明補助、意見に対する修正案の検討等を行い、これに協力しなければならない。

第 12 条（作成データの形式）

本業務において作成する各種地図データについては、以下の測地系及びデータ形式で作成するものとする。

- (1) 測地系：世界測地系
- (2) データ形式：shape ファイル形式

第 13 条（成果品の契約不適合）

納品の後、成果品に契約不適合が発見された場合は、発注者の指示に従い、必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第 14 条（成果品の帰属）

本業務において、作成した成果品等は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用してはならない。ただし、受注者が成果品の作成に当たって独自に開発した処理プログラムについてはこの限りではない。

なお、本業務で作成された成果物は将来的に増刷やホームページ公開等を行うため、使用する背景地図については、受注者への二次利用の申請が不要であり、かつ増刷や複製利用等に伴う追加の権利費用が発生しない（無償である）ものを必ず選定すること。

第 15 条（履行期間及び納入場所）

本業務の履行期限及び成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

- (1) 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで
- (2) 納入場所 御坊市役所産業建設部都市建設課

第2章 業務内容

第16条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備 1 式
- (2) 資料収集整理 1 式
- (3) ハザードマップ作成方針の検討 1 式
- (4) ハザードマップ原案の作成 1 式
- (5) ハザードマップデータの作成 1 式
- (6) 報告書作成 1 式
- (7) 洪水・土砂災害ハザードマップ格納用封筒の原稿作成
- (8) 洪水・土砂災害ハザードマップ印刷（北部：12,000 部、南部：12,000 部） 24,000 部
- (9) 洪水・土砂災害ハザードマップ格納用封筒印刷 12,000 枚
- (10) 打合せ協議 1 式

第3章 洪水・土砂災害ハザードマップ作成

第17条（計画準備）

本業務を遂行するにあたり、契約図書、指示事項及び貸与資料を十分に理解し、本市における防災行政の実態を把握した上で、適切な作業方針及び作業体制を立案し、業務計画書を作成して発注者に提出するものとする。

第18条（資料収集整理）

ハザードマップ作成にあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要と考えられる下記の資料を収集、整理するものとする。

<必要なデータ・資料>

No	資料名	データ形式	収集先
1	河川洪水浸水想定区域図データ	GIS データ	和歌山県
2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	GIS データ	和歌山県
3	避難所及び公共施設や防災関連施設に関する資料 ・ 指定避難所及び指定緊急避難場所、福祉避難所等 ・ 要配慮者利用施設 ・ その他防災関連施設（防災サイレン、水位観測所、河川カメラ等）	施設名称と住所等の位置が分かる資料 (Excel 一覧等)、GIS データがあれば GIS データ	御坊市
4	住民への周知が必要と思われる危険箇所（アンダーパス、地下道等）資料	位置が分かる資料	御坊市

5	地形図データ（1/2, 500、1/10, 000 の都市計画図等） または、基盤地図情報（地形図データがない場合）	GIS データ	御坊市 国土交通省 国土地理院 等
6	航空写真画像データ（背景図等で使用する場合のみ）	GeoTIFF 形式等	御坊市
7	地域防災計画書（最新情報がホームページに公開されていない場合）	Word 又は PDF	和歌山県 御坊市
8	その他、ハザードマップに掲載したい情報の資料		適宜

本条で収集した各種災害、避難情報は、GIS データとして整理し、地図を活用したビジュアル的に分かりやすい表現により、基礎資料として整理するものとする。

第 19 条（ハザードマップ作成方針の検討）

前条までに整理されたデータをもとに、ハザードマップ作成方針として、以下の内容について検討を行うものとする。

（１）地図表示スケール・区割の検討

ハザードマップは、北部版および南部版の２種類とし、それぞれ A1 両面・A4 八つ折で印刷する。各種情報を踏まえ、地図上でハザード情報を表示するに当たり、最適な表示スケール、地区分割等を検討するものとする。なお、現行のマップが A1 版 1 図郭（縮尺 1/20, 000）で作成されているが、「水害ハザードマップ作成の手引き」の推奨縮尺よりも小さいため、市域を南北に分け A1 版 2 図郭（縮尺 1/11, 000 程度）の作成を想定しているが、詳細は発注者と協議の上、決定するものとする。

（２）紙面構成案の作成

防災啓発情報や地図表示スケール・区割の検討を踏まえ、ハザードマップを通じて、住民等にどのような情報を伝える必要があるのかについてのマップ作成方針を検討し、地図面と合わせて、紙面構成案を作成するものとする。

（３）記載事項の検討

災害時に住民が円滑かつ迅速な避難が行える情報の提供を図るハザードマップとするため、必要と考えられる記載事項については、「水害ハザードマップ作成の手引き」の内容を反映するものとともに、有効な作成方針を提案し、マップの品質向上を図るものとする。

第 20 条（ハザードマップ原案の作成）

前条までの作業結果をもとに、ハザードマップの原案を作成するものとする。なお、ハザードマップの原案は、印刷用データとして Adobe 社の Illustrator で作成するものとし、ハザードマップ作成にあたっては、防災情報の伝達・啓発・実践を目的として、住民の「防災力」向上に寄与するものとして有効活用されるよう、地域住民にとって分かりやすいハザードマップの構成及び内容等を提案するものとする。

また、ハザードマップは今後の増刷や編集も考慮し、複製等利用の権利費用が無償かつ受注者への申請不要なものとし、受注者の許可なく増刷や編集できるものとする。

第 21 条（ハザードマップデータの作成）

前条のハザードマップ原案をもとに、御坊市ホームページ公開用データ（PDF 形式）を作成するものとする。御坊市ホームページ公開用データは、閲覧時の視認性およびデータ容量に配慮して作成するものとする。

第 22 条（報告書作成）

本業務による「資料収集整理」から「マップ原案作成」までの内容について、分かりやすく報告書として取りまとめるものとする。

第 23 条（洪水・土砂災害ハザードマップ格納用封筒の原稿作成）

表面の視認性を高めるため、自治体名、タイトル、作成年度、災害種別・注意書き等を記載した封筒のデザインの原稿を受注者が作成し、発注者の承認を受けること。

第 24 条（洪水・土砂災害ハザードマップ印刷、洪水・土砂災害ハザードマップ格納用封筒印刷）

作成されたハザードマップは、住民等へ配布する資料や掲示用資料として印刷するものとする。なお、印刷の詳細は、以下の通りとする。

規格	ハザードマップ（住民配布用）	ハザードマップ格納用封筒
サイズ	A1 版両面（A4 八つ折）	角 2 ふたなし封筒
紙質	両面カラーマットコート 90kg	カラークラフト紙 100 g
印刷	両面 4 色印刷	モノクロ印刷
校正	2 回以上	
色校正	本紙校正 1 回	
部数	24,000 部 (北部：12,000 部、南部：12,000 部)	12,000 枚 ※マップを封筒に格納
梱包	協議によって決定する	
納品場所	御坊市役所へ一括納品	

第 25 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果物納入時の計 3 回を行うものとするが、発注者又は受注者が必要と判断した場合は、適宜協議を行うものとする。なお、業務着手時及び成果物納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

第4章 成果品

第26条（成果品）

本業務で納入すべき成果品は、以下のとおりとする。なお、電子成果品の提出にあたっては、ウイルス対策を実施した上で、提出を行うものとする。

- （1）業務報告書（打合せ記録簿含む、A4版チューブファイル） 1部
- （2）電子データ（CD-R等） 1式
 - ①印刷用データ（illustrator形式※）
 - ②ホームページ公開用データ（PDF形式）
 - ③GISデータ（shape形式）
 - ④業務報告書、打合せ記録簿
- （3）洪水・土砂災害ハザードマップ（北部：12,000部、南部：12,000部） 24,000部
- （4）その他発注者及び受注者との協議により決定したもの 1式

※印刷用 illustrator のデータは、今後の更新を見据え、テキストが編集可能な状態のものと、文字化け等がないようアウトライン化したものの2種類を納品すること。